

別記1

作付体系転換支援事業

第1 事業の対象

本事業で対象となる作物は、大豆、麦並びに飼料用米、業務用米、加工用米及び米粉用米（以下「飼料用米等」という。）のほか、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める土地利用型作物（以下「大豆・麦・飼料用米等」という。）とする。

第2 事業の内容

本事業は、大豆・麦・飼料用米等の生産性向上を図るため、

- ① 大豆・麦については、他作物との作期・作業競合の回避や、省力栽培等によって生産の安定に資する新たな栽培技術や品種の導入又は団地化等の取組
- ② 飼料用米等については、生産コストの低減に資する多収性品種若しくは省力栽培技術の導入又は団地化等の取組
- ③ 大豆・麦・飼料用米等の適正な輪作体系の確立に資する新たな品種や栽培技術の導入又は団地化等の取組

により、効率的な生産体制の構築とともに、夏期・冬期不作付地の活用など農地の高度利用にも資する新たな作付体系への転換を図ることを目的として、次に掲げる1から8までの取組の中から、必要な取組を選択し、実施できるものとする。

1 作付体系転換推進検討会の開催

都道府県、大豆・麦・飼料用米等の生産性向上を重点的に図るべき地域（以下「生産性向上重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者及び実需者等が参画する検討会を開催し、大豆・麦・飼料用米等の生産性向上に向けた新たな作付体系・技術等の導入・普及、農地の有効活用・農産物の利用等について検討を行う。

2 作付体系転換のための合意形成

生産性向上重点地域において、作付体系・農地利用等の調整、合意形成を図るための農業者の意向把握に係る調査又は農業者を対象とした説明会を実施する。

3 農地の高度利用に資する作付体系や新技術等の実証・改良

生産性向上重点地域において、農地の高度利用に資する大豆・麦・飼料用米等の生産性向上に資する技術等を新たに導入するため、実証ほ場を設置し、新たな作付体系・技術を試験的に導入する技術実証・技術改良等（農産物の利用技術等の実証を含む。）を行う。

4 大規模技術・経営実証

3の技術の実証・改良の結果等を踏まえ、導入や普及が見込まれる作付体系・技術等について、大規模な技術・経営の実証を行う。

5 現地検討会の開催

3及び4の実証の取組地区において、実証した作付体系・技術等の効果の調査・検証の実施及び普及を図るため、都道府県、生産性向上重点地域がある市町村、農業関係団体及び農業者等による現地検討会を開催する。

6 技術経営マニュアルの作成

都道府県域への新たな作付体系・技術等の普及を図るための技術経営マニュアルの作成を行う。

7 研修会の開催

都道府県域への新たな作付体系・技術等の普及を図るための研修会を開催する。

8 多収性稲種子の安定供給システムの構築

飼料用米等の低コスト生産に資する多収性稲種子の安定供給を図るため、多収性稲種子の需要調査、生産計画の策定、生産に係る技術指導又は種子の保管等を行う。

第3 事業実施主体

1 要綱別表のⅦの1の事業実施主体の欄の2の政策統括官が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県、農業関係団体及び農業者等により大豆・麦・飼料用米等生産性向上協議会（以下「生産性向上協議会」という。）を構成すること。

(2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、生産性向上協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした生産性向上協議会の運営等に係る規約（以下「生産性向上協議会規約」という。）が定められていること。

(3) 生産性向上協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) 生産性向上協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べるができるものとする。

2 都道府県農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（2）に定めるもの。）等の既存の協議会が存在する場合は、当該協議会を本事業の事業実施主体とできるものとする。ただし、当該協議会においても、1の（1）から（4）までに掲げる全ての要件を満たすものとする。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から翌々年度までの3年以内とする。

第5 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長等が別に定める成果目標は、生産性向上重点地域における事業開始から3年後の大豆・麦・飼料用米等の生産コストを指標として、事業開始前年度と比較し、概ね1割以上改善するように設定する。なお、生産コストの算出が困難な場合は、事業開始3年後の単収を指標として、事業開始前年度における5中3平均と比較し、概ね1割以上改善するように設定する。ただし、平成27年度までに事業実施計画の承認を受けた事業の成果目標については、従前の例による。

第6 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。また、要綱別表のⅦの1の補助要件の欄の3の政策統括官が別に定める要件として、事業実施主体は、大豆・麦・飼料用米等の生産性向上に向け、都道府県における大豆・麦・飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針を整理する。また、都道府県内において普及すべき新たな作付体系・技術等及び生産性向上重点地域を特定した上で、事業を実施するものとする。
- 2 事業実施計画は、人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に規定する人・農地プランや経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に規定する水田フル活用ビジョン等、他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更は、要綱第5の1に準じて行うものとする。なお、重要な変更の内容については、次に掲げるものとする。
 - (1) 要綱別表のⅦの1の事業内容の欄に掲げる取組の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
- 4 事業実施主体は、事業実施計画を地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第7 補助対象経費

- 1 本事業の対象とする経費は、事業に直接要する別表1の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(1) 作付体系転換推進検討会の開催

大豆・麦・飼料用米等の生産性向上に向けた検討会を開催する上で必要となる経費であって、検討会を開催するための会場借料、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、検討に必要な資料収集、調査、打合せ、成果発表のための旅費、資料作成費及び消耗品費等を補助対象とする。

なお、検討会の開催に当たり、都道府県においては、行政部局だけでなく、普及機関及び試験研究機関も参画するものとする。

(2) 作付体系転換のための合意形成

意向調査の実施及び結果の取りまとめのための賃金、説明会開催のための会場借料、専門家の委員旅費・謝金、資料作成費及び消耗品費等を補助対象とする。

(3) 農地の高度利用に資する作付体系・新技術等の実証・改良

実証・改良に必要な機械及び機器の借上費、実証に必要な新品種の種子等の資材費、土壌分析及び収穫物等の品質分析に要する経費、実証・改良の取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、実証調査に係る謝金、データ等の収集及び取りまとめのための賃金、資料作成

費及び消耗品費等を補助対象とする。

(4) 大規模技術・経営実証

大規模な技術・経営実証に必要となる機械及び機器の購入又は改良に係る経費、実証に必要となる新品種の種子等の資材費、土壌分析や収穫物の品質分析に要する経費、実証の取組の一部に係る委託費、役務費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、実証調査に係る謝金、データ等の収集及び取りまとめのための賃金、資料作成費及び消耗品費等を補助対象とする。

なお、実証に必要となる機械の導入については、以下のとおりとする。

ア 稲・麦・大豆を合わせて10ha以上、かつ大豆・麦・飼料用米等を合わせて5ha以上の規模の実証であること。

イ 新たな作付体系・技術の実証に直接必要となる機械であって、導入する機械に改良を要する等の場合に限り、機械を購入することができる。

ウ 購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用しなければならない。

(5) 現地検討会の開催

(3) 及び(4)の実証地区における現地検討会の開催に必要となる経費であって、展示ほの設置に係る謝金、借上費、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、会場借料、移動用バスの借上費、消耗品費及び資料作成費等を補助対象とする。

(6) 技術経営マニュアルの作成

新たな作付体系及び技術等の普及を図るための技術経営マニュアルの作成に必要となる経費であって、事業実施主体が行う印刷製本費、試験研究機関の専門家等の執筆謝金、資料購入費及び消耗品費等を補助対象とする。

(7) 研修会の開催

新たな作付体系・技術等の普及を図るための研修会の開催に必要となる経費であって、会場借料、試験研究機関の専門家等の委員旅費・謝金、資料作成費及び消耗品費等を補助対象とする。

(8) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

多収性稲種子の需要調査及び検討会の開催等多収性稲種子の生産計画策定に係る費用、現地指導、ほ場の巡回調査、現地研修会の開催及び栽培マニュアルの作成等多収性稲種子の生産を行う団体等への技術指導に係る費用のほか、多収性稲種子の需要量の変動に応じて供給量を調整する体制を構築するための、安定的な種子の供給量確保に必要な最小限の多収性稲種子の保管料及び保管種子の検査料並びに種子として適さなくなった保管種子の処分料を補助対象とする。

なお、対象となる水稻種子は、別表2に掲げる品種とする。

2 次の取組は、国の助成の対象としない。

(1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発・実証や加工品の開発・試作に係るものを除く。）、販売価格支持又は所得補償

- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

第8 事業の承認及び着手

1 地方農政局長の承認

- (1) 地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業（作付体系転換支援事業）に係る公募要領により選定された補助金等交付対象者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

ア 要綱別表のⅦの1の補助要件の欄の3の政策統括官が別に定める要件を全て満たしていること。

イ 本事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

- (2) 地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日21生産第9814号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 管理運用

本事業により補助金を受けて購入した機械等のうち1件当たりの取得単価が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械等を管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に地方農政局長の承認を受けることとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、事業実施状況を、別記様式第4号により翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記様式第5号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第6号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長は、政策統括官に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第6号により行うものとする。
- 6 目標年度において、事業実施主体が成果目標を達成していないと判断される場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、6により指導を受けた事業実施主体が改善計画を踏まえて事業を実施した後に、事業実施主体に対して再度事業評価シートを提出させるものとする。

別表 1

推進事業補助対象経費

作付体系転換支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費。</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
機械購入費		<p>事業を実施するために直接必要な農業機械導入の経費。</p> <p>ただし、改良を要するなどリース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が 50 万円以上の農業機械については、見積書（原則 3 社以上、該当する農業機械を 1 社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	<p>事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	
	通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	<p>事業を実施するために直接必要な農業機械・設備、実験機器、事務機器又はほ場等の借り上げ経費</p>	

	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議への出席又は技術指導等の実施のための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ又は成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供又は資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		事業実施主体が事業を実施するために臨時雇用した	・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・作業内容及び時間を記載した作業日誌をつけること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とし、事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、地方農政局長が必要と認める場合にあってはその限りではない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であって、それだけでは本事業の成果とは認められない分析、試験、加工等を専ら行う経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析を実施する場合は、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」（平成26年2月26日付け25生産第3105号、25生産第3106号、25生産第3107号、25生産第3108号、25生産第3109号、25生産第3110号、25生畜第2004号、25生畜第2005号農林水産省生

			産局総務課長、農産部穀物課長、園芸作物課長、地域作物課長、技術普及課長及び農業環境対策課長並びに畜産部畜産企画課長及び畜産振興課長通知)により、計量法(平成4年法律第51号)との整合を図るものとする。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
保管・検査 ・処分費	保管料	事業を実施するために直接必要な種子の保管経費	・第2の8の取組を実施する場合に限る。
	検査料	事業を実施するために直接必要な保管種子の検査経費	・第2の8の取組による保管種子以外の検査・処分料は補助の対象外とする。
	処分料	事業を実施するために直接必要な種子として適さなくなった処分経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表 2

第7の1(8)の取組の対象となる品種は以下の通りとする。ただし、現に、専ら主食用品種として栽培されている品種は対象としないものとする。

品種名		
いわいだわら	べこごのみ	クサユタカ
えみゆたか	北陸193号	タチアオバ
オオナリ	ホシアオバ	たちあやか
きたあおば	まきみずほ	たちすずか
きたげんき	ミズホチカラ	たちはやて
北瑞穂	みなちから	つきすずか
クサノホシ	みなゆたか	はまさり
クサホナミ	モグモグあおば	リーフスター
タカナリ	もちだわら	その他多収性の発揮による低コスト生産が見込まれる品種であることが育成試験結果等から確認された品種
たちじょうぶ	モミロマン	
ふくひびき	夢あおば	
べこあおば	ゆめさかり	